

大規模災害発生時における相談業務の支援に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と土佐士業交流会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に規定する豪雨、洪水、地震、津波等により県内において大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害発生時」という。）における、住民等に対する相談業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時における相談業務の支援に関し必要な事項を定める。

（支援要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時において、甲が必要と認める場合には、乙に対して、相談業務の支援を要請することが出来る。

2 甲は、前項による要請を行う場合は、相談業務支援要請書（別紙第1号様式）により乙に要請するものとする。ただし、相談業務支援要請書を提出することが困難な場合には、口頭によることが出来る。

3 乙は、甲から支援要請を受けた場合には、速やかに相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要な事項を支援要請対応確認書（別紙第2号様式）により報告するとともに、甲が指定する業務場所に該当従事者を派遣するものとする。

（業務の報告）

第3条 乙は、前条の要請に基づき相談業務支援を実施した場合は、支援相談業務報告書（別紙第3号様式）により、甲の定める期限までに報告するものとする。

（従事者の業務）

第4条 業務場所において従事者の行う相談業務は、乙の構成団体が取り扱う業務に関する相談とする。

（実施期間）

第5条 甲の支援要請に基づき、乙が従事者を派遣する期間は、甲乙協議して定めるものとする。

（連絡調整）

第6条 相談業務の実施に当たり、関係機関との連絡調整が必要となった場合、原則として甲がこれを行うものとする。

(経費負担)

第7条 第2条の規定に基づく従事者の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

(個人情報保護)

第8条 乙は、この協定による相談業務の実施に当たり知りえた個人情報について、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱わなければならない。なお、この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(甲乙の連携)

第10条 この協定に関する内容に変更があった場合は、相手方に対し、速やかにその旨を報告するものとし、日常からの情報交換に努めるものとする。

(連絡責任者の指定)

第11条 甲及び乙は、この協定書の内容が円滑に実施されるために、連絡責任者を定め、連絡先について相互に文書で交換するものとする。

2 甲乙両者は連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度相互に文書で報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書9通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年6月28日

甲 高知県

高知県知事

乙 土佐士業交流会

高知市越前町1丁目5番7号

高知弁護士会 会長

高知市大膳町1番24号 静羅ビル201 (有)瑞穂不動産鑑定内
一般社団法人高知県不動産鑑定士協会 会長

高知市本町4丁目1番8号 高知フコク生命ビル
四国税理士会高知県支部連合会 会長

高知市棧橋通2丁目8番20号 モリタビル2階
高知県社会保険労務士会 会長

高知市越前町2丁目6番25号
高知県司法書士会 会長

高知市旭町2丁目59番地1 旭プラザ2階
高知県行政書士会 会長

高知市越前町2丁目7番11号
高知県土地家屋調査士会 会長

香川県高松市サンポート2番1号
高松シンボルタワー・サンポートビジネススク
日本弁理士会四国支部 支部長